

2026年5月27日

各 位

株式会社三十三銀行

「夏の資産形成キャンペーン」実施のお知らせ

株式会社三十三銀行（頭取：道廣 剛太郎）は、2026年5月28日（木）より、「夏の資産形成キャンペーン」を実施しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本キャンペーンでは、期間中に対象のお取引をご契約いただいたお客さまに先着プレゼントや抽選プレゼント等、3つの特典があります。詳細につきましては、当行ホームページまたは店頭にてご確認ください。

当行では、今後とも幅広いお客さまの資産形成ニーズにお応えできるよう商品・サービスの充実に取り組んでまいります。

記

1. キャンペーン期間
2026年5月28日（木）～ 2026年9月30日（水）
2. キャンペーン内容

項 目	内 容
名 称	夏の資産形成キャンペーン
対 象 取 引	投信積立、iDeCo、平準払保険の契約
①先着プレゼント	対象取引のいずれかをご契約いただいた方のうち先着 10,000 名さまに「おやつカンパニーのお菓子」をプレゼント
② 対 象 者 全 員 プ レ ゼ ント	アプリで NISA 口座を新規開設かつ投信積立で月 1 万円以上新規契約いただいた方に 500 円をプレゼント
③抽選プレゼント	以下の取引のいずれかをご契約いただいた方に抽選で 201 名さまにプレゼント ①投信積立で月 1 万円以上の新規ご契約 ②iDeCo で月 1 万円以上の新規ご契約（当行を經由して申込み、引落口座が当行口座の方） A 賞 100,000 円相当のペア宿泊券…1 名さま B 賞 50,000 円分カタログギフト…20 名さま C 賞 5,000 円分カタログギフト…180 名さま

以 上

夏の

三十三銀行で始めよう!

資産形成 キャンペーン

キャンペーン期間

2026年 5月28日(木) ~ 2026年 9月30日(水)

ポムポムプリン © '26 SANRIO CO., LTD. APPR. NO. L663984



対象取引

投信
積立

iDeCo

平準払
保険

特典
1 先着
プレゼント

いずれかの対象取引をご契約の方

先着10,000名さまに

プレゼント



さらに!!

特典
2 対象者全員
プレゼント

三十三銀行アプリでNISA口座開設かつ投信積立で月1万円以上の新規契約ご契約の方に

現金

500円
プレゼント



さらに!!

特典
3 抽選で201名さまにプレゼント

投信積立で月1万円以上の新規ご契約またはiDeCoを新規で1万円以上ご契約のいずれかに該当の方が対象

A賞
1名様

汀渚 ばさら邸

10万円相当の ペア宿泊券

(1泊2名朝夕食付き)



B賞
20名様

50,000円相当
旅行カタログギフト

C賞
180名様

5,000円相当
カタログギフト



※掲載の表紙・内容は一部変更となる場合がございます。

●本キャンペーンは、個人のお客さまが対象となります。●特典1の賞品は各店にご用意している数の先着順となります。無くなり次第終了となりますのでご了承ください。●また、インターネットバンキングやWEBにてご契約いただいた方は、お取引店にご契約内容をご提示ください。●特典2と特典3は2026年10月以降、決済口座への振込またはお届けの住所宛に発送いたします。特典の振込・発送までにご契約の停止や解約された場合、プレゼントの対象外となります。また、当選者の発表は賞品の振込または発送をもって代えさせていただきます。●予告なく同等価格の賞品へ変更となる場合がございます。

お問い合わせ先

三十三銀行
コンタクトセンター

さんじゅうさんにハロー御用を!

0120-33-8654

受付時間 / 平日9:00~17:00

<https://www.33bank.co.jp/>

三十三銀行



三十三銀行

投資信託口座・NISA口座の開設がまだの方はこちらから!



三十三銀行アプリ
ダウンロードはこちら



三十三銀行アプリに口座登録すると

現金 **500円** プレゼント!

手順①

アプリの始め方

STEP 1



アプリを
ダウンロード

STEP 2



アカウント作成

STEP 3



普通預金口座番号
などの情報を登録

手順②

投資信託口座・NISA口座の開設方法

STEP 1



投資信託・
NISA申込(*)

STEP 2



申込内容を入力

STEP 3



署名用パスワードを入力・
マイナンバーを読み取り

*ホーム画面の「すべて」をタップ。「口座開設・申込」の「投資信託・NISA申込」をタップ

投資信託に関する留意事項

- 投資信託は預金保険の対象ではありません。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。●投資信託は有価証券(株式・債券・リート等)等に投資しているため、投資信託の基準価額は、組入れた有価証券の値動きや為替相場等の影響により変動します。このため投資した資産価値が投資元本を割り込むリスクがあります。●投資信託の運用による損益は投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。●お客さまにご負担いただく費用の合計額は以下の費用を足し合わせた金額となります。
- 【①申込時】申込手数料: 申込代金に対し最大3.3%(税込)
- 【②換金時】信託財産留保額: 換金時の基準価額に対し最大0.5%または、解約手数料: 1万口につき上限2.2円(税込)
- 【③投資信託の保有期間中】信託報酬: 純資産総額に対し最大年2.463%(税込)程度+成功報酬
- 【④その他費用】上記以外に監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料など保有期間等に応じて間接的にご負担いただく費用があります。(運用状況等により変動する費用であり、事前に料率、上限額等を示すことができません。)
- 投資信託のお取引に関しては、書面による契約の解除(クーリング・オフ)の適用はありません。●当行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。●投資信託をご購入の際は、店頭にご用意している最新の投資信託説明書(目録見書)や契約締結前交付書面等の内容を十分にお読みください。

NISAのお申込みに関する留意事項

- 当行のNISA口座で取引できるのは、要件を満たした当行取扱いの国内公募株式投資信託のみであり、上場株式の取引はできません。●年間投資枠(つみたて投資枠120万円/成長投資枠240万円)と非課税保有限度額(成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円/うち成長投資枠1,200万円)の範囲内で買付ができます。●非課税保有限度額は、NISA口座内上場株式等を売却した場合、売却した分(取得価額分)を、その翌年以降、再利用することができます。なお、年間投資枠を超える金額の買付はできません。●NISA口座内の取引で損失が発生しても、その損失を他の株式等の譲渡益との損益通算や上場株式等の配当金との損益通算、損失の繰越控除ができません。●NISA口座開設にあたっては投資信託振替決済口座の開設が必要です。(すでに開設済みの場合、お申込みは不要です)●当行のNISA口座で管理している投資信託等については、原則として他の金融機関への移管はできません。●NISA口座開設後に要件を満たさないこととなった場合、NISA口座は廃止されます。●NISA口座の開設は原則1口座のみとなりますが、所定の手続きにより他の金融機関への変更が可能です。

生命保険に関する留意事項

- 各種保険は、引受保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、預金ではありませんので、預金保険の対象ではありません。
- 当行は募集代理店としての契約の媒介を行います。●契約の相手方は当行ではなく、引受保険会社となります。●保険商品の申し込みの有無がお客さまと当行との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。●保険会社の業務または財産の状況の変化により年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象になりますが、ご契約時の年金額や給付金額などが削減されることがあります。●法律上の規制により、お客さまの勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申込みいただけない場合があります。●保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実と異なることを告知された場合、保険金や給付金等が支払われない場合があります。●保険会社への保険料の払込みについて、保険料払込みの猶予期間中に保険料の払込みがない場合には、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等は支払われません。●投資リスクはご契約者に帰属します。●保険商品は、価格変動、市場価格調整、特別勘定における株式・債券等の価格変動などのリスクにより解約返戻金等が払込保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。●ご契約時の契約初期費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用などの手数料がかかる場合があります。ただし費用は商品ごとに費用の種類や料率等が異なるため、記載することができません。●リスク・費用は商品によって異なりますので、詳しくは、商品ごとのパンフレット、契約締結前交付書面、ご契約のしおり、約款等でご確認ください。●詳しくは、当行の保険販売資格を持った生命保険募集人までご相談ください。

iDeCo(個人型確定拠出年金)に関する留意事項

- 確定拠出年金は、公的年金を補完する制度であり、原則として中途脱退はできません。●原則として60歳(受取開始可能年齢)まで途中の引出しはできません。●加入から受取りが終了するまでの間、所定の手数料がかかります。特に加入から60歳までの期間が短かつ掛金が少額の場合等、受取金額が掛金合計額を下回ることがありますので、ご注意ください。●60歳時点で通算加入者等期間(確定拠出年金の加入期間)が10年に満たない場合、段階的に最高65歳まで受取りを開始できる年齢(受取開始可能年齢)が繰り下がります。●実際のご加入に際しましては、運営管理機関が提供する資料等を十分ご確認ください。